

入 札 説 明 書

宮崎県が行う物品の借入等に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上入札しなければならない。この場合において、当該仕様書について疑義がある場合は、下記 13 に掲げる者に説明を求めることができる。

ただし、入札後に仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 令和 7 年 6 月 6 日

2 一般競争入札に付する事項

(1) 借入物品及び数量

研修等コンピュータシステム一式及び保守管理業務

(2) 借入物品の特質等

仕様書のとおり

(3) 納入期限

令和 7 年 12 月 26 日

(4) 契約期間

令和 8 年 1 月 1 日から令和 12 年 12 月 31 日まで（60 月）

(5) 納入場所

仕様書のとおり

(6) 入札方法

(1) の借入物品について入札を実施する。入札金額は、賃借料一月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 17 年宮崎県条例第 81 号）第 2 条第 1 項第 1 号の規定による契約であり、県は、上記 2 の (4) の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

ア 本件契約の相手方が本件契約に違反した場合

イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合

ウ 本件契約の相手方が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）と密接

- な関係を有する者であると認められた場合
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

4 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 令和7年宮崎県告示第62号に規定する資格を有する者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業務で、営業種目が賃貸業務で種目が電算機器又は営業種目が電算業務で種目が電算処理（システム開発を含む。）、データエントリー及びその他のものであること。

イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

ウ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。

エ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。

オ 納入する物品を第三者をして貸付けしようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。

カ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

キ 宮崎県内に本店又は支店（営業所を含む。）を有する者であること。

ク 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年告示第93号）に基づく指名停止を受けていないこと。

ケ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (2) 上記（1）アに掲げる資格を有していない者で参加を希望する者は、下記の申請を行うこと。

ア 申請用紙等を配付する場所及び受付場所

宮崎県会計管理局 物品管理調達課 物品調達担当
宮崎市橘通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501
電話番号 0985(26)7208

イ 申請書類の受付

宮崎県会計管理局 物品管理調達課 物品調達担当に確認すること。

なお、申請書類については、入札書の提出期限までは随時受け付けるが、この場合は、入札参加資格審査が入札に間に合わない場合がある。

- (3) 入札に参加しようとする者は、（1）イからオまでの資格要件を満たすことを証明する書類を別紙様式1により提出し、事前に審査を受けること。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

- (4) 上記（3）の書類の提出場所、提出期限、提出方法、事前審査及び結

果の通知について

ア 提出場所

宮崎県建設技術センター総務担当
宮崎市清武町今泉丙 2 5 5 9 - 1 郵便番号 889-1602
電話番号 0985(85)1515

イ 提出期限

令和 7 年 7 月 16 日 午後 5 時
(土曜日、日曜日及び祝日を除くものとし、午前 9 時から午後 5 時まで)

ウ 提出方法

持参又は送付（郵便にあっては、書留郵便に限る。）

エ 事前審査の実地

入札者が、入札参加資格を満たしているかを事前に審査する。県が必要と認めた場合には、入札者に対して個別に聞き取りを行ったうえ、提出書類の修正を求める場合がある。

オ 事前審査結果の通知

事前審査の結果、提出書類の修正を求めても修正がなされなかった場合、又は修正結果が審査基準に満たなかった場合には、入札参加資格を認めない。この結果は、審査終了後、入札日までの間に通知する。

5 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県建設技術センター総務担当

宮崎市清武町今泉丙 2 5 5 9 - 1 郵便番号 889-1602
電話番号 0985(85)1515

(2) 期間 令和 7 年 6 月 6 日から令和 7 年 7 月 29 日まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除くものとし、午前 9 時から午後 5 時まで)

6 仕様書の交付場所及び期間

(1) 場所 宮崎県建設技術センター総務担当

(2) 期間 令和 7 年 6 月 6 日から令和 7 年 7 月 29 日まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除くものとし、午前 9 時から午後 5 時まで)

7 入札説明会の場所及び日時

入札説明会は実施しない。ただし、本件入札に関する質問については、入札質問書（別紙様式 4）を電子メールにて令和 7 年 7 月 16 日午後 5 時まで受け付ける。

提出期限までに到着しなかった質問及び電子メール以外による方法で提出された質問については、いかなる理由であっても回答しない。

なお、入札に関する質問にあっては個別に対応するが、入札に参加しようとする者全員に周知する必要があると判断したものに関しては、メール又はホームページで通知する。

8 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県建設技術センター総務担当
- (2) 提出期限 令和7年7月29日 午後5時
- (3) 提出方法 別紙様式2による入札書を、持参又は送付（郵便にあっては、書留郵便に限る。）により提出すること。電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。

ア 入札書は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び『7月30日開封「研修等コンピュータシステム」の入札書在中』と朱書きしなければならない。

なお、送付により提出する場合は二重封筒とし、入札書の中封筒に入れ密封のうえ、当該中封筒の封皮には持参により提出する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の封皮に『7月30日開封「研修等コンピュータシステム」の入札書在中』と朱書きしなければならない。また、この場合についても上記（2）の提出期限を必着とする。

イ 入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しなければならない。なお、入札書の表記金額は訂正できない。

ウ 代理人が入札を行う場合は、別紙様式3による委任状を提出するほか、入札書に競争入札参加資格者の氏名又は名称若しくは商号（法人の場合は代表者の職氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をしておかなければならない。

9 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県建設技術センター1F会議室
- (2) 日時 令和7年7月30日 午後2時
- (3) 開札には、競争入札参加者又はその代理人が立ち会わなければならない。
この場合において、競争入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (4) 開札をした場合において、落札者がいない場合は再度の入札を行う。この場合において、競争入札参加者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては別に定める日時にこれを行う。
- (5) 再度の入札の回数は、1回を限度とする。
- (6) 再度の入札書の様式は、初度の入札で使用したものと同一ものを用いるが、当該様式の上部の「入札書」と書かれた左横の空欄に手書きで「再」と記載すること。また、初度の入札と同様に内訳を記載すること。
- (7) 再度の入札を辞退する場合には、辞退する旨を記載した入札書を提出しなければならない。
- (8) 再度の入札に立ち会わない者がいる場合は、辞退したものとみなす。
- (9) 再度の入札に付するも落札者がいない場合は、随意契約に移行する場合もある。
- (10) 競争入札参加者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、開札の執行を延期又は取り消す。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

宮崎県財務規則（昭和 39 年宮崎県規則第 2 号）第 100 条の規定による。

(2) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合は、契約保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の 100 分の 10 以上）を締結し、その証書を提出する場合。

イ 契約を締結しようとする日の属する年度前の 2 箇年度の間に国若しくは地方公共団体又は独立行政法人、国立大学法人若しくは地方独立行政法人と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行したことを証明する書面を提出した場合で、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

11 入札の無効に関する事項

次の入札は無効とする。

なお、無効となる入札をした者は再度の入札に参加することはできない。

(1) 入札参加資格のない者のした入札

(2) 同一人が同一事項についてした 2 通以上の入札

(3) 2 人以上の者から委任を受けた者が行った入札

(4) 入札書の表記金額を訂正した入札

(5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札

(6) 入札条件に違反した入札

(7) 連合その他不正の行為があった入札

12 落札者の決定の方法

(1) 予定価格以内で最低価格の有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

13 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

宮崎県建設技術センター総務担当

郵便番号 889-1602

住所 宮崎市清武町今泉丙 2 5 5 9 - 1

電話番号 0985(85)1515

E-mail : kensetsugijutsu-c@pref.miyazaki.lg.jp

14 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨